中国向け精米輸出に係るくん蒸等対応経費支援について

　　中国向け精米輸出に当たっては、中国側の検疫条件により、中国側が認可した指定登録施設でとう精・くん蒸等がなされた精米のみが輸出できることとなっており、当該くん蒸等に伴い掛かり増し経費が発生することが輸出拡大上の障壁となっている。このため、戦略的輸出事業者が中国向けに精米を輸出する際に生じる掛かり増し経費を下記のとおり支援する。

記

１　対象者

　　戦略的輸出事業者のうち、中国向けに精米を輸出する者

２　補助の対象及び補助率

(1) くん蒸に係る経費（補助率：定額）

　　　原則として１回当たり48トン以上のくん蒸経費及びくん蒸に伴う掛かり増し経費（輸送費を除く。）を補助する。

※補助対象経費：役務費

(2) とう精賃の掛かり増し経費（補助率：定額）

　　　中国向けとう精賃にはトラップ調査費用など掛かり増し経費が発生する。このため、委託先精米工場のとう精賃(※)と自社工場等でとう精した場合の経費との差額を補助する。

　　※委託先のとう精賃は、実際の単価と一律上限（27.78円／㎏）のどちらか低い方を適用する。

※補助対象経費：役務

(3) 海外実需者が求める残留農薬等の分析費用（補助率：１／２以内）

　　　中国向けに精米を輸出する際、海外実需者が求める残留農薬等の分析費用を補助する。

※補助対象経費：役務費

(4) くん蒸に係る輸送掛かり増し経費（補助率：定額）

　　 やむを得ない理由により精米工場最寄りのくん蒸倉庫でのくん蒸ができず、それ以外のくん蒸倉庫へ移送してのくん蒸を実施せざるを得ない場合、掛かり増し経費となる、くん蒸を実施した倉庫までの輸送費と最寄りのくん蒸倉庫までの輸送費の差額を、一定限度まで(※)補助する。

　※くん蒸を実施した倉庫までの輸送費の単価は、実際の単価と一律上限（8,195円／トン）のどちらか低い方を適用する。

※補助対象経費：輸送費

３　実施計画申請手続

コメ・コメ加工品規制対応事業実施要領第８に基づき、あらかじめ輸出拡大計画を全米輸に提出した上で（※）、(1)～(4)の計画書を作成し、令和７年３月10日までに一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（以下「全米輸」という。）へ申請する。

※新たに中国向け輸出を実施する場合で、本事業による支援を受けようとするときは、輸出拡大計画の申請は要さないものとする。

全米輸は、提出された実施計画を審査の上、必要と認められる場合には当該実施計画を承認するものとする。

なお、実施計画を変更する必要が生じた場合は、速やかに全米輸に連絡するとともに、(1)～(4)により計画変更の申請を行うものとする。

(1) くん蒸に係る経費

中国向け精米輸出に係るくん蒸経費支援実施計画書（様式１）

(2) とう精賃の掛かり増し経費

中国向け精米輸出に係るとう精賃の掛かり増し経費支援実施計画書（様式２）

(3) 海外実需者が求める残留農薬等の分析費用

中国向け精米輸出に係る海外実需者が求める残留農薬等分析費用支援実施計画書（様式３）

(4) くん蒸に係る輸送掛かり増し経費

中国向け精米輸出のくん蒸に係る輸送掛かり増し経費支援実施計画書　　　　（様式４）

４　実施報告及び支払申請手続

コメ・コメ加工品規制対応事業実施要領第８の８に基づき、事業完了後速やかに実施報告を行うとともに、事業完了分の支払いを受けようとするときは、「実施報告書及び支払申請書」又は「実施報告書」の提出を行うものとする。

５　事業遅延の届出

戦略的輸出事業者は、本事業が予定の期間内に完了しない場合又は本事業の遂行が困難となった場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は、補助事業の遂行が困難となった理由を速やかに全米輸に届け出なければならない。

６　その他

戦略的輸出事業者は、本事業の活用により支援を受けて行う取組のためのコメ・コメ加工品の輸出に当たり輸出先国の植物検疫や食品衛生に係る規制に関係する可能性のある問題が生じた場合には、全米輸及び農林水産省に対し、速やかに情報提供を行うものとする。

また、本事業の活用により支援を受ける戦略的輸出事業者は、支援を受けることとなる取組の内容にかかわらず、上記問題が生じた場合には、全米輸及び農林水産省に対し、情報提供を行うこととする。

なお、当該情報提供を行ったことをもって、全米輸及び農林水産省が当該問題を解決することを約束するものではないことに留意すること。

|  |
| --- |
| 【お問い合わせ先】  一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会  　事務局　仲地、伊藤  E-mail:jimukyoku@zenbeiyu.or.jp TEL:０３－５６４３－１７２０ |